

第三十二号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「、第三項」を「及び第三項」に改め、「及び第四項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とする。

第五条第一項中「第二条第一項、」を削り、「第十八条の三第一項及び第三項」を「第十八条の三第一項から第三項まで」に、「第二十一条第二項並びに」を「第二十一条第二項、第二十一条の二第二項及び」に改め、「、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」とを削り、「及び任期付職員採用条例第四条の」を「及び東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の」に、「第十八条の三第一項中」を「第十八条の三第一項及び第二項中」に改め、「「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「」を削り、「百分の百九十」を「百分の八十」と、第二十一条の二第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百十二・五」に改め、同条第二項中「第三条第一項、」を削り、「第二十一条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第二十四条第二項及び」を「第二十四条第二項、第二十四条の二第二項並びに」に改め、「、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは

「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」とを削り、「及び任期付職員採用条例第四条の」を「及び東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の」に改め、「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「」を削り、「百分の百九十」を「百分の八十」と、第二十四条の二第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百十二・五」に改める。

第六条第一項中「第十一条まで、」を「第十条まで及び」に改め、「及び第二十一条の二」を削り、「第十三条まで」を「第十二条まで」に改め、「、第二十四条の二」を削る。

第七条中「第四条第四項に規定するもののほか、」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定する必要がある。